

第1章 計画の基本事項

1 第二次品川区環境計画の策定にあたって

(1) 策定の背景

品川区では、環境課題の多様化、複雑化に伴い長期的な視点に立って区民・事業者との協働*のもとに課題解決に取り組む必要性が高まったことを受け、平成 15 年（2003 年）に「品川区環境計画」（以下、「前環境計画」とします。）を策定しました。

ここでは、めざす環境像として「環境と共生するまち しながわ」を掲げ、平成 25 年（2013 年）3 月までの 10 年間、地球環境、自然環境、生活環境、快適環境、環境活動といったさまざまな角度から環境課題の解決に取り組んできました。その結果、区民・事業者・区との協働により大気や水質などの生活環境は徐々に改善または良好な状況が維持され、環境保全に関する活動の輪も大きく広がってきました。

一方で、平成 15 年（2003 年）以降、世界や国内で抱える環境課題も大きく変容しております。平成 22 年（2010 年）に名古屋で開催された「生物多様性*条約締約国会議」と前後した生物多様性保全の機運の高まりや、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災を境とした「生活の安全・安心」に対する要請の高まり、加えてエネルギー需給や地球温暖化対策のあり方の再検討など、環境を取り巻く社会変化に対応する取り組みが求められています。

品川区においても、このような状況の中で各種対策を講じてきました。地球温暖化対策への取り組み[品川区地球温暖化対策地域推進計画を平成 22 年（2010 年）3 月に策定]をはじめとして、循環型社会の構築を地域の力で実現する取り組み（拠点回収・集団回収・分別回収などの推進）、景観や生物多様性に配慮したまちづくりの推進[新・水とみどりのネットワーク構想を平成 20 年（2008 年）5 月に策定、品川区景観計画を平成 22 年（2010 年）12 月に策定]、さらには、東日本大震災以降の電力不足における節電対策など、さまざまな角度から環境施策を進めています。

今回、品川区では、この状況を反映させるために前環境計画の見直しを行い、「第二次品川区環境計画」（以下、「本環境計画」とします。）を策定します。

(2) 計画の目的

本環境計画は、新たな 10 年間に向けた環境保全・創出に関する指針と、区民・事業者・区の各主体の具体的な行動を提示することで、より広く、より深く、より迅速に環境保全・創出の取り組みを推進することを目的とします。

この目的を達成するために、中長期の定量的な目標や、優先的に取り組むべき重点プロジェクトを設定し、より具体的かつ実効性のある計画を策定することとします。

2 品川区の基本理念に基づく本環境計画の策定方針

品川区では、平成20年(2008年)4月に新たな「品川区基本構想」を策定しました。この基本構想では、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を将来像とし、「暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる」「伝統と文化を育み活かす品川区をつくる」「区民と区との協働で、『私たちのまち』品川区をつくる」の3つを基本理念として位置付けています。

これらの基本理念は、環境保全・創出の取り組みにおいても念頭に置くべきものであることから、本環境計画においてもこれに則ることとします。

< 第二次品川区環境計画の策定方針 >

暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる

少子高齢化や長引く不況など、品川区においても地域の活力保持が重要な課題となっています。本環境計画では、快適な生活環境の保持と国際都市としての発展を両立させるとともに、「環境」をさらなる発展に繋げる前向きなキーワードとして捉えた取り組みを進めます。

また、暮らしにおいて「安全・安心」も重要なキーワードです。本環境計画では、自然災害などの緊急事態も視野に入れ、安全・安心な暮らしの確保について、主にエネルギー需給の面から取り組みます。

伝統と文化を育み活かす品川区をつくる

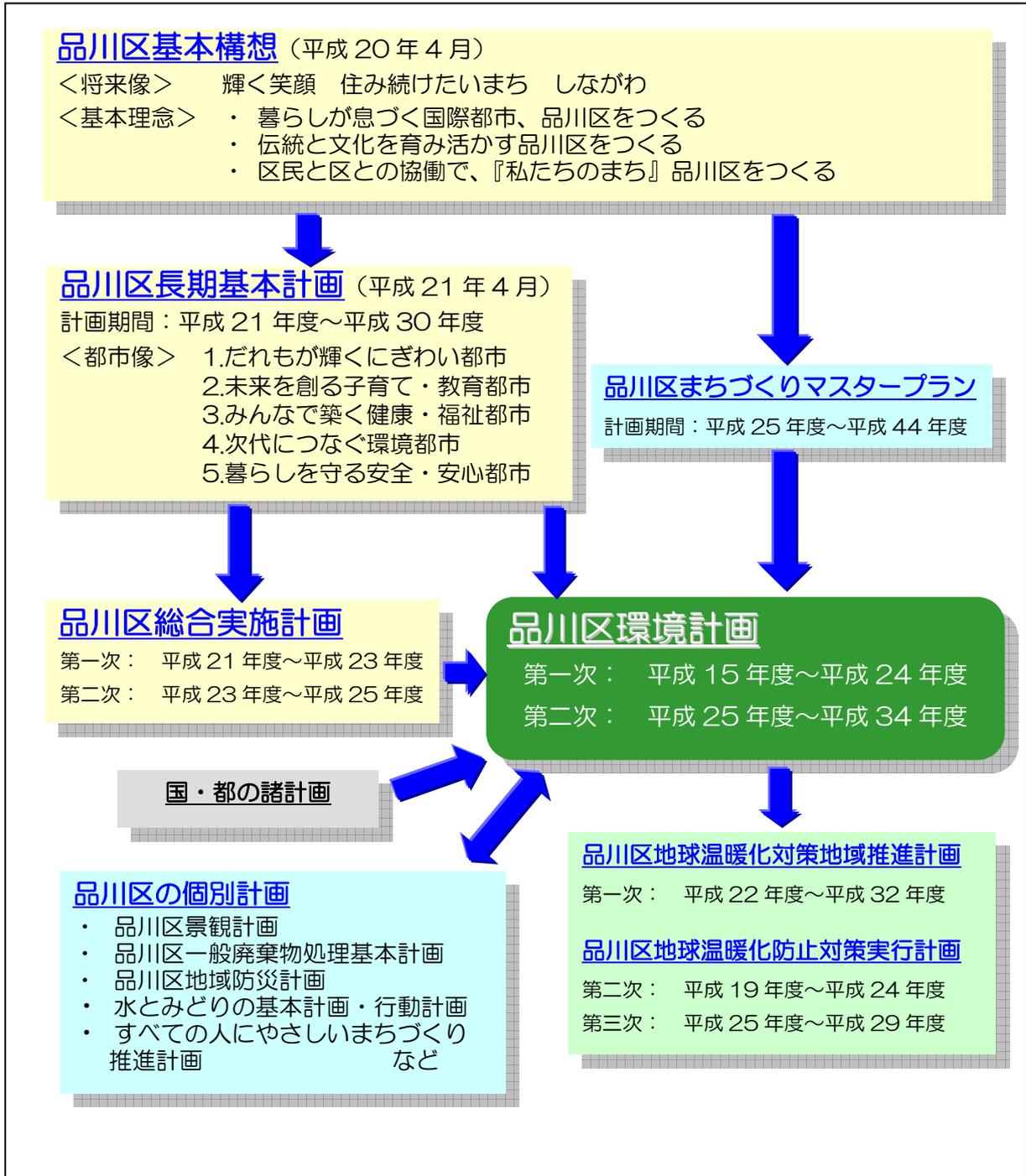
地域の伝統と文化を知り、それを活かすことは、環境面における「品川らしさ」を生み出すことに繋がります。本環境計画では、品川区が有する自然や景観を保全するとともに、本来発揮すべき機能や魅力を最大限に引き出すことに取り組みます。

区民と区との協働で、『私たちのまち』品川区をつくる

環境保全・創出に関する取り組みにおいては、区民・事業者の役割が極めて大きく、協働が必要不可欠です。本環境計画では、多くの「参加の機会」を設けるとともに、人づくりを通して持続的な取り組みとして定着・発展させることに取り組みます。

3 計画の位置付け

本環境計画は、区の総合計画である「長期基本計画」と整合を図りつつ、まちづくりや廃棄物処理など、その他の個別計画と相互に連携を図りながら、環境保全・創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、区が掲げる将来像を環境の側面から実現を目指すものです。



＜第二次品川区環境計画の位置付け＞

4 計画期間

計画の期間は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 34 年度（2022 年度）までの 10 年間とします。

計画は、平成 29 年度（2017 年度）に中間見直しを実施します。中間見直しでは、各種施策や重点プロジェクトの進捗状況、指標・目標値の達成状況を鑑みて、必要に応じて計画の修正を行います。



<第二次品川区環境計画の計画期間>

5 計画の対象範囲

(1) 計画の対象地域

本環境計画で対象とする地域は、品川区全域とします。

(2) 対象とする環境の範囲

本環境計画で対象とする環境の範囲は、基本的に前環境計画を踏襲し、次表に示すとおりとします。また、全ての環境項目に横断的な内容として、「環境活動」についても本環境計画の対象範囲に含めることとします。

＜第二次品川区環境計画において対象とする「環境」の範囲＞

区 分		項 目
環境項目	地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化 ・ 酸性雨 ・ オゾン層の破壊 ・ 廃棄物・リサイクル* ・ 安全・安心(災害、エネルギー) 注
	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物・動物・生態系^注 ・ 河川・運河 ・ 公園などのみどり
	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気・水質 ・ 騒音・振動 ・ 化学物質・悪臭・土壌汚染・地盤沈下
	快適環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・文化・文化財・祭り・伝統芸能 ・ 景観
環境活動		<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育*・環境学習 ・ 区民・事業者などによる環境保全活動 ・ 環境関連産業への取り組み

注) [安全・安心(災害、エネルギー)]、「生態系」は前環境計画に追加した項目